

事務連絡
令和8年6月29日

事業者各位

長崎県水産加工流通課長
(公印省略)

「令和8年度長崎ならではの強い水産バリューチェーン推進事業」にかかる
事前要望調査について

平素より、本県の水産行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本県におきましては、新たなバリューチェーン※の構築と本県水産物の産地加工・高付加価値化を推進するため、標記事業を別添補足資料のとおり予定しており、これに先立ち、あらかじめ需要を把握するべく事前要望調査を行います。

※新たなバリューチェーン

生産者・加工事業者・流通販売等関係者が連携し、産地加工等により産地で付加価値を高めた県産水産物を消費者まで届ける新たな販売網

つきましては、「(1) バリューチェーン構築・強化支援事業」および「(2) 設備・機器導入支援事業」のそれぞれについて別紙の事業内容等をご確認いただき、当該事業の実施を要望される場合は、別添の調査票にご記入の上 7月10日(金)までに 当課へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、本調査は事前の需要を把握するための調査であり、申請者を事前に決定するものではありませんが、今後の計画承認申請手続き等については、今回の要望調査票を提出いただいた事業者に改めてご連絡しますので、事業申請を検討している段階でも、要望調査票をご提出願います。

問い合わせ先

長崎県水産加工流通課 石田・加藤

TEL : 095-895-2871

Email : naoya_ishida@pref.nagasaki.lg.jp

sho.kato@pref.nagasaki.lg.jp

(1) バリューチェーン構築・強化支援事業**■事業内容**

1. 事業目的

県内事業者が、新たなバリューチェーン構築や関係者の連携のもと、本県水産物の産地加工促進、高付加価値化等を図るために必要な活動に対して補助します。

2. 補助対象者

水産業協同組合法に定める水産業協同組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合）、中小企業等協同組合法に基づく法人、水産加工業者、漁業者及び漁業協同組合、漁業者、水産加工業者等が組織する団体（構成員3人以上で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

3. 補助対象経費

新たなバリューチェーン構築や関係者との連携強化に必要なバイヤー等招聘、市場調査（展示会出展等）・商談、商品開発及び販売促進等の活動に要する経費

【対象経費例】

- ・旅費、交通費、消耗品費、通信費、謝金
- ・出展料、小間装飾代、什器レンタル費
- ・広告宣伝費、販促ツール製作費、調理イベント及びステージイベント費、謝金、粗品代、商品検査費、衛生管理施設設置費、マネキン使用料
- ・原材料費、副材料費、包材費、試作費、サンプル費、送料、デザイン料

※補助の対象となる経費については、補助対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類（請求書及び領収書等の写しなど）によって金額、内容等が確認できるもの。

4. 事業要件 県産水産物のバリューチェーン構築や強化の実施

※バリューチェーン構築・強化を目指す計画をご提案いただきます。

5. 補助率 1/2 以内

6. 補助対象外経費

- (1) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (3) パソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費

(4) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

7. 事業実施期間 交付決定の日から令和9年3月31日※
※実績報告書の最終の提出締切日となります。

■要望調査内容

1. 調査内容

(1) 長崎ならではの強い水産バリューチェーン推進事業（バリューチェーン構築・強化支援事業）で要望する事業種目

(2) (1) の詳細

2. 提出期限 令和8年7月10日(金)

3. 提出先 長崎県水産加工流通課 石田宛 Email: naoya_ishida@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 設備・機器導入支援事業**■事業内容**

1. 事業目的

県内事業者が、新たなバリューチェーン構築や関係者の連携のもと本県水産物の産地加工促進、高付加価値化等を図るために必要な設備・機器の導入に対して補助を行います。

2. 補助対象者

水産業協同組合法に定める水産業協同組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合）、中小企業等協同組合法に基づく法人、水産加工業者、漁業者

3. 補助対象経費

| 対象経費 | 対象経費例 |
|---|-------------------------------|
| 産地加工へのシフト強化に必要な <u>設備</u> の整備に要する経費 | トンネルフリーザー、出荷調整用筏等 |
| 国内外のニーズに対応し、高付加価値化に資する県内加工推進に必要な <u>機器</u> 導入に要する経費 | フィレ機、スライサー、急速凍結機、 <u>べ</u> 機等 |

※設備：個別の設計を要し、既存施設等と連結し一体として機能するための工事を伴うもの。

※機器：単体で販売されており、固定工事を必要としないもの、又は簡易な取り付け作業で使用可能なもの。

※補助の対象となる経費については、補助対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類（請求書、領収書等の写し及び設備導入の場合は設計図書など）によって金額、内容等が確認できるもの。

4. 事業要件 県産水産物の加工又は加工推進

※産地加工を行い、高付加価値化を目指す計画をご提案いただきます。

5. 補助率 1/2 以内

6. 補助上限

- ・産地加工へのシフト強化に必要な設備の整備に要する経費 30,000 千円
- ・国内外のニーズに対応し、高付加価値化に資する県内加工推進に必要な機器導入に要する経費 5,000 千円

7. 補助対象外経費

- (1) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得

た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)

- (3) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

8. 事業実施期間 交付決定の日から令和9年3月31日※
※実績報告書の最終の提出締切日となります。

■要望調査内容

1. 調査内容

- (1) 長崎ならではの強い水産バリューチェーン推進事業（設備・機器導入支援事業）
で要望する事業種目
- (2) (1) の詳細

2. 提出期限 令和8年7月10日(金)

3. 提出先 長崎県水産加工流通課 加藤宛 Email: sho.kato@pref.nagasaki.lg.jp